山形、昭61不102、平3.11.25

決　　定　　書

申 立 人　　X

被申立人　　山形県教育委員会

主　　文

本件申立てを却下する。

理　　由

昭和61年５月２日、当委員会に不当労働行為の救済を申立てた上記申立人は平成元年３月31日に死亡した旨の届出が、平成３年10月８日、同人の所属した山形県高等学校教職員組合からなされた。

当委員会は、調査の結果、同人の死亡を確認した。

よって、当委員会は、労働委員会規則第34条第１項第７号を適用して、主文のとおり決定する。

平成３年11月25日

山形県地方労働委員会

会長　設楽作巳　㊞